

## 規制影響分析書

規制の名称	ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設(水質基準対象施設)の追加		
担当部局	環境省水環境部水環境管理課	電話番号: 03-5521-8313	e-mail: mizu-kanri@env.go.jp
評価実施日	平成17年5月24日		
政策目的	工場・事業場からの排水規制を行うことにより、ダイオキシン類による水環境の汚染の防止を図る。		
規制の内容	ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する 担体付き触媒の製造の用に供する施設 使用済みの担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設 フロン類の破壊の用に供する施設 を特定施設(水質基準対象施設)に追加し、特定施設を設置する際に届出を義務化する。 また工場・事業場からの排水の測定を行うことを義務付け、ダイオキシン類の排出の制限を行う。		
	根拠条文等:	ダイオキシン類対策特別措置法第20条、ダイオキシン類対策特別措置法施行令第1条及び別表第二	
期待される効果	担体付き触媒の製造の用に供する施設 使用済みの担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設 フロン類の破壊の用に供する施設 からのダイオキシン類の排出が削減され、環境汚染の防止につながる。		
想定される負担	追加する特定施設を設置しようとする者は特定施設を設置する際の届出義務があり、届出をした日から60日間の着手制限を受ける。さらに、特定施設を設置する事業場は排水を排水基準に適合させ、毎年1回以上排水の測定を行わなければならない。 行政においては、特定事業場が排水基準を遵守しているか等について監視する必要がある。		
想定できる代替手段との比較考量	事業者が自主的に防止手段を図ることも考えられるが、ダイオキシン類は非意図的に生成されるものであるため、ダイオキシン類による環境汚染を防止するためには、法に基づく監視及び規制を行うことが最も効率的・効果的な手段である。		
備考	平成16年度ダイオキシン類未規制発生源調査検討会(平成17年2月)において、上記 ~ の施設において、ダイオキシン類が非意図的に生成されることが指摘されている。		
レビュー時期	平成22年3月末までに行う。		